愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会　特別奨学金給付規程

（名　称）

第１条　本規程は、愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会　特別奨学金給付規程と称する。

（目　的）

第２条　愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会々則に基づきこの規程を定める。

（特別奨学生選考委員会）

第３条　愛知学院大学文学部・心身科学部同窓会奨学生選考委員会は、常任理事より選出した５名以上の委員をもって構成する。委員は、副会長、事務局長、事務局次長、学術育英部長、学術育英次長とし、やむを得ない事由により定員を満たさない場合や必要と認められる場合、同窓会長は他の理事から選出することができる。

　　　　委員長は、学術育英部長があたり委員会の招集を行う。

（特別奨学生の資格）

第４条　１項　本会の特別奨学生となるものは、愛知学院大学文学部、心身科学部に在籍し、かつ入会金および終身会費を納付した者で、おもに経済的理由により学業の継続が困難である者或いはそれに準ずるもの。ただし２年生以上を対象とし、受給後も本学において学業を継続するものとする。

　　　２項　特待生奨学金・応急奨学金・愛知学院大学開学50周年記念奨学金・曹洞宗奨学　　　　　　　金・本同窓会奨学金(一般)等の受給者は対象外とする。

（特別奨学生の数）

第５条　特別奨学生定数は、上限８名（文学部５学科、心身科学部３学科の各学科１名相当）。

（特別奨学金の金額及び受給回数）

第６条　特別奨学金を給付する回数は在学期間中１回限りとし、返還の義務はない。

　　　　給付する特別奨学金の金額は、３５０，０００円（半期授業料相当額）とする。

（特別奨学生書類の提出）

第７条　特別奨学金受給希望者は、所定の願書に父と母の前年度所得を証明する書類、その他募集要項に記載の書類を添えて、同窓会長宛てに提出するものとする。

（特別奨学生の選考）

第８条　特別奨学生の選考は、特別奨学生選考委員会の議を経て同窓会長が決定し理事会に報告する。

（特別奨学生の決定通知）

第９条　特別奨学生に決定された場合は、本人および本学学生部長と当該奨学生の属する学部の学部長に書面にて通知する。

（特別奨学金の交付）

第10条　特別奨学金は、選考後６０日以内に直接本人に交付するものとする。

（特別奨学金受領書の提出）

第11条　特別奨学金の交付を受けた学生は、奨学金受領書を提出しなければならない。

（特別奨学金給付の条件）

第12条　特別奨学金は、学資として給付するもので、特別奨学生には卒業後返還義務は一切ない。

（特別奨学金の取り消し）

第13条　虚偽の申請または、特別奨学生としてふさわしくない行為が認められたときには特別奨学生の資格を取り消し、奨学金を返還しなければならない。

（実施細目）

第14条　この規程の実施について必要な細則は、別に定める。

付　　則　この規程は、平成２８年　４月　１日から実施する。

　　　　　　この規程は、平成２９年　４月　１日から実施する。